

入試情報の取扱いについて

■ 令和7年度大学入学者選抜実施要項（令和6年6月5日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

(1) **個別学力検査における試験問題やその解答**については、当該入試の実施以降に**受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考**にできるようにするため、次のとおり取り扱うものとする。

① **試験問題については、原則として公表**するものとする。

② **解答については、原則として公表**するものとする。ただし、**一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表**するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

(2) 各大学は、**受験者本人への成績開示**や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の**入試情報の積極的開示に努める**。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

(3) (1)における公表及び(2)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、**情報を入手する者の利便性の向上に十分努める**ものとする。

留意点

- ✓ 公表を行うこと自体を目的とせず、「受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるように」するという**本来の趣旨・目的が達成される方法での公表・開示**を行っていただきたい。

(4) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、**能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない**こととするとともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

留意点

- ✓ 例年、出願の際の提出書類や面接試験等において、入学者選抜において不要と思わざるを得ないような情報や、その他不適切な情報を取得している大学があるとの受験者側からのご意見が寄せられている。

例) 願書に健康状況について記載する箇所がある、尊敬する人物や愛読書について問われた、保護者の職業を問われた 等

- ✓ 例えば、採用選考時に配慮すべき事項（厚生労働省「公正採用選考特設サイト」<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>）等も参考にしながら、**中立かつ公正・公平に実施されるべき入試への信頼に疑念を抱かれることのないよう、入学者選抜業務に関わる教職員が一体となり、入試により取得する情報の必要性について不断の見直し・精査**を行っていただきたい。